

## 市有財産売却に係る一般競争入札参加者募集要項

市有財産売却(一般競争入札)の参加申込みにあたっては、この募集要項及び添付契約書(案)の記載事項を承知するとともに、物件説明書等を参考に必ず現地を確認した上でお申込みください。

### 1 売却物件

※これらの地域は、都市計画区域外となっています。

番号	物件名	所在地	地目／種類(構造)	面積(m <sup>2</sup> )	その他	予定(最低)価格(円)
1	旧下坂田 団地 土地・建物	竹田市大字下坂田字下平瀬1273 番地2	宅 地	865.51		455,000
			コンクリートブロック造 亜鉛メッキ鋼板ぶき2階 建・共同住宅	317.24		
2	旧直入 幼稚園 土地・建物	竹田市直入町大字長湯字喜三郎 3189番地1	宅 地	2,149.96		3,699,500
			園舎 木造	301.32		
			預かり保育室 軽量鉄骨造	25.92		
3	嶺岳住宅・ 神原住宅 跡 地	竹田市大字神原字木ノ元13番2	宅 地	505.38	現況地目 「雑種地」	1,092,900
		竹田市大字神原字木ノ元13番3	宅 地	276.00		
		竹田市大字神原字木ノ元13番4	宅 地	292.99		
		竹田市大字神原字木ノ元13番5	宅 地	284.97		
		竹田市大字神原字木ノ元13番6	宅 地	310.71		
		竹田市大字神原字木ノ元13番7	宅 地	308.98		
		竹田市大字神原字木ノ元13番8	公衆用道路	45.00		

#### <物件の事前確認について>

##### (1) 現地説明会について

- ・現地説明会は開催しませんが、現地は必ず入札参加申込みを行う前にご確認ください。施設内部等をご覧になりたい方は、竹田市財政課財産管理係までご連絡ください。
- ・「物件説明書」は物件の概要を把握するための資料でしかありませんので、必ずご自身において、現地及び利用等に係る諸規制に関する調査確認を行ってください。

##### (2) 物件の引渡し等

- ・物件は現況のままで引渡します。
- ・図面と現況が相違している場合、現況が優先します。
- ・電柱等の移転・撤去(建物解体・修理を含む)、立木の伐採、雑草の草刈、切り株の除去、フェンス・擁壁・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体の如何を問わず、一切竹田市では行いません。
- ・上下水道及び電気など供給処理施設の引込みが可能である場合、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、竹田市では補修や引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び地元関係者や供給処理施設にお問合わせのうえ、各自で対応してください。
- ・地下埋設物、地盤、耐震、アスベスト及び土壌に関する調査、電波障害の調査は行っていません。
- ・売却物件において工事等を行うにあたり、近隣住民に対し工事着手前に工事説明を必ず行ってください。また、工事等に伴う騒音、振動、埃等及び建築物を建設したこと起因する周辺への影響については、購入者の責任において対応してください。

## 2 入札参加の申込方法（売却物件のうちご購入希望の物件についてお申込みください。）

### (1) 提出書類

①申込書等：『一般競争入札参加申込書』

『法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書』『役員等一覧』(法人の場合)

『代表者選任届』(共同購入の場合)

②添付書類：『誓約書』『印鑑登録証明書』『身分証明書』『市税等完納証明書(法人は、国税様式その3の3(発行後3か月以内のもの))』

注1) 一般競争入札参加申込書、誓約書等の入札参加申込に必要な書類については、

**すべて実印**をご使用ください。

注2) 共同購入を希望する場合は、代表者が作成した一般競争入札参加申込書に共同購入者全員の誓約書等添付書類及び代表者選任届を添付してお申し込みください。

### (2) 申込先及び申込方法

#### ①申込先

〒878-8555 竹田市大字会々1650番地

竹田市役所 財政課財産管理係 TEL 0974-63-4802 FAX 0974-63-0995

E-mail zaisei@city.taketa.lg.jp

#### ②申込方法

上記申込先に持参又は郵送(一般書留又は簡易書留)で申し込んでください。

注1) 郵送は、申込期限までに必着とし、書類の不備等は期限内に修正すること。

### (3) 入札参加申込み受付期間(申込期限)

令和8年6月8日(月) から 令和8年6月24日(水) まで

受付時間：午前9時から午後5時まで ただし、土、日曜及び祝日の閉庁日を除きます。

(注) 申込期限までに一般競争入札参加申込みがない場合は、入札を中止します。

### (4) 契約条項を示す場所及び日時

令和8年6月8日(月) から 令和8年7月2日(木) まで

(2)の申込先において、上記期間中の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで

### (5) 提出書類等の指定

入札参加申込み及び入札に必要な書類については(2)の申込先で配布しておりますので、市が指定するものを使用してください。(提出書類等は、ホームページからもご利用いただけます。)

## 3 入札参加者の資格

次の各項目のいずれかに該当する場合は入札に参加できません。

また、市有財産を売却する際の入札参加資格確認のため、申込者(法人の場合は役員等を含む)が暴力団関係者でないことを大分県警察本部に照会する場合がありますので、ご了承ください。

(1) 一般競争入札参加申込書を期限までに提出していない者

(2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(3) 市税等を滞納している者

(4) 次のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者

①契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

②競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

③落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の執務の執行を妨げたとき
  - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
  - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき
  - ⑦ ①から⑥までのいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用したとき
- (5) 自己又は自己の役員等（注）が次のいずれかに該当する者である場合又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している場合
- （注）役員等とは、法人の役員及び役員以外の者で支店又は営業所を代表する者をいう。
- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
  - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用又は使用している者
  - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - ⑥ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
  - ⑦ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 公有財産に関する事務に従事する職員

#### 4 入札参加者への書類送付

入札参加資格確認後、一般競争入札参加資格者証を簡易書留にて郵送します。

#### 5 無効申込み

次のいずれかに該当する申込みは無効となります。

- ① 入札参加者として資格がない者のした申込み
- ② 所定の申込書によらない申込み
- ③ 住所・氏名の記入漏れ、押印漏れ、その他申込み要件を認定しがたい申込み
- ④ 前各号に定める者を除くほか、売却担当課等において特に指定した事項に違反した申込み

#### 6 質問及び回答

今回の募集に関するお問い合わせは、原則として書面（任意様式）の持参又はメール（2の（2）の①）により受け付けます。回答は概ね3日以内（土・日曜日及び祝日を除く）に行います。

#### 7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和 8年7月3日（金） 午前 10時00分 ~ 順次

※ 受付は 午前9時30分 から 午前 10時 まで

(2) 場 所 竹田市大字会々1650番地 竹田市役所 3階 会議室 4

(3) その他

- ① 郵便による入札は認めません。
- ② 物件番号1～3の順に、入札・開札は引き続いて行います。
- ③ 受付時間は厳守です。遅れた方の入札参加は認められません。

## 8 入札当日必要なもの

### (1) 入札保証金

入札の際には、見積金額の100分の5以上の入札保証金（現金又は県内にある金融機関の振出し、若しくは支払い保証した小切手）若しくは保険会社と締結した竹田市を被保険者とする入札保証保険契約書を入札開始前に市に納付しなければなりません。（封筒に入れて、氏名又は名称並びに金額を記載し封印のうえ預けてください。）入札保証金は、その受け入れ期間に係る利息は付けません。また、入札保証金は第10項の契約保証金の一部に充当することができます。

### (2) その他入札に必要なもの

- ①一般競争入札参加資格者証を呈示してください。
- ②入札に参加される方は、必ず実印を持参してください。
- ③代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出してください。
- ④共同購入の場合は、代表者のみが入札を行ってください。

## 9 契約の締結

契約書は、市が定めた市有財産売買契約書により、落札決定通知を受けた日から7日以内に契約に必要な書類を添えて提出してください。契約に要する費用は、落札者の負担となります。

なお、7日以内に契約の締結に必要な書類が提出されない場合は、契約予定者としての権利を失うものとします。

## 10 契約保証金

契約書類の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金（現金又は県内にある金融機関の振出し小切手（自己宛小切手）、若しくは銀行等（注）の保証）を市に納付しなければなりません。契約保証金は、その受け入れ期間に係る利息は付けません。また、契約保証金は売買代金の一部に充当することができます。なお、落札者が契約を履行しないときは、契約保証金は返還いたしません。

（注）銀行等とは「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）」第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合又はその他の預金受入れを行う組合

## 11 売買代金の納入

売買代金は、契約締結後、市が発行する納入通知書により、納入通知書に記載された期限までに納入しなければなりません。

## 12 所有権の移転等

売買物件の所有権は、売買代金が納入されたときに移転し、物件は現状有姿のまま引き渡します。所有権移転登記は、売買代金の納入を確認した後に、購入者の費用負担により市が契約者名義に登記嘱託しますが、所有権移転前に物件に係る権利義務を第三者に譲渡することはできません。

移転登記完了後、登記識別情報通知の交付により、すべての手続きが完了となります。なお、物件の取得に伴い、不動産取得税、固定資産税が課税されますのでご留意ください。

### 13 契約上の主な特約

#### (1) 土地利用条件

土地利用にあたっては、(2)の禁止事項に留意し、事業の用に供する場合には、地域の環境、景観などに重大な影響を及ぼすおそれがあると予測される建築物や廃棄物等の処分の用途に使用してはならない。また、事前に近接する住民等へ事業内容の説明を実施のうえ、合意形成に努めるものとし、申込時に提出した使用目的に基づいた利用の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければならない。

#### (2) 次の各号に掲げる事項を禁止します。

- ①暴力団への所有権移転・貸付け、又は暴力団員に転売・貸付けされることを知りながら第三者へ所有権移転・貸付けすること。
- ②暴力団の事務所その他これに類するものの用に供すること、又はこれらの用に供されることを知りながら第三者へ所有権移転・貸付けすること。
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の様に供すること。又はこれらの用に供されることを知りながら第三者へ所有権移転・貸付けすること。

### 14 義務の承継

買受人は、この要項に基づく売買契約の締結の日から10年間、所有権移転若しくは、地上権、質権、賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定を行う場合は、その後の譲受人に前項の義務を承継させなければなりません。

### 15 入札結果の公表

次の各号に掲げる事項は公表します。

- ①不動産の所在地
- ②区分(土地・建物の別)
- ③数量(面積等)
- ④落札者の氏名(法人の場合)
- ⑤落札金額

### 16 その他

この要項に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、竹田市会計規則（平成21年竹田市規則第15号）、竹田市契約事務規則（平成17年竹田市規則第59号）その他の法令等に従って市が決定するものとします。